

授業コード	JP45080011	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	国際人権法		
英語科目授業名	International Human Rights Law		
科目ナンバー		必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	桐山 孝信		
科目の主題	国際人権法の確立・発展と、日本国内での具体的な適用・実施。		
授業の到達目標	<p>国際人権規約をはじめとする人権諸条約が締結され、また国連をはじめとする国際機関の人権保護活動が活発化する中で、国際人権法と呼べる分野が確立・発展してきた。本講義では、その法システムについて手続と実体の両面から検討するとともに、日本国内での具体的な適用・実施状況を国内判例の研究を通じて検討する。講義の具体的な狙いは、以下のような内容を検討することを通じて、いわば「人権保護の国際法戦略」を構築することである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際人権法の規範内容と実施状況の検討</li> <li>② 国内裁判所での利用：国際法と国内法の関係、直接適用や間接適用の問題</li> <li>③ 人権諸条約における国家(政府)報告制度の意義と課題</li> <li>④ 個人通報制度利用へ向けて</li> <li>⑤ 国連の人権保護手続</li> <li>⑥ 近年の人権をめぐる世界的状況の把握</li> </ol>		
授業内容・ 授業計画①	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際人権法の形成 憲法や刑事法の授業で扱う人権といわゆる「国際人権」はどこがどのように違うのか、なぜ国際社会で人権保護の重要性が唱えられるようになったのか、そしていかなる発展を経て今日に至っているのかを概説し、「国際人権法」という学問領域の目的と範囲を明確にする。</li> <li>(2) 国際的実施措置の検討(1) 国家報告制度 現在の国際社会が備えている人権保護のための国際的仕組みについて概観し、とくに人権諸条約が規定している実施措置の一つである国家報告制度の意義と内容について検討を行う。</li> <li>(3) 国際的実施措置の検討(2) 国家報告制度の実効性について 引き続き国家報告制度の意義と内容について検討を行う。具体的には日本が自由権規約委員会や社会権規約委員会や人種差別撤廃委員会に提出した報告書やそれに対するNGOのカウンターレポートを読み、その内容と問題点を検討する。</li> <li>(4) 国際的実施措置の検討(3) 個人通報制度 日本には適用がないが、国際人権機関に対する個人通報手続について、その役割と課題を検討する。特に自由権規約とヨーロッパ人権裁判所の実行について言及する。</li> <li>(5) 国際法と国内法の関係(1) 論理的関係 日本で人権条約を利用するにあたっては、その前提として、国際法と国内法の関係について理解しておく必要がある。ここでは、国際法と国内法との関係について、論理的関係の問題、法的効力の問題の二つに分けて考察してみたい。</li> <li>(6) 国際法と国内法の関係(2) 直接適用 前回に続き、国際法と国内法の関係について、日本における問題を取り上げて検討する。直接適用の事例の検討：自由権規約と社会権規約</li> <li>(7) 国際法と国内法の関係(3) 間節適用 前回に続き、いわゆる直接適用と間接適用の事例を検討し、日本における国際人権訴訟の戦略のあり方を考える。</li> <li>(8) 国際人権法は憲法を超えられないのか 上告理由の制限など、憲法訴訟にしばしば見られる、憲法の人権保障で足りるとする一般的傾向にたいして、国際人権法の観点から問題点を考察する。</li> <li>(9) 国際人権の具体的内容：差別禁止事例を中心に(1) 差別禁止事例 国内裁判所で下される判決において、差別禁止事例について、問題の所在も含めて、国際人権法の立場から考察する。</li> <li>(10) 国際人権の具体的内容(2) 外国人の参政権 参政権については、いわゆる外国人の参政権問題の他に国内の民主化をめぐる論点としても参政権が取りざたされていることも踏まえて、問題の所在を検証する。</li> </ol>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(11) 条約によらない国際人権保障 (1) 人権理事会の制度          国連人権理事会の設置以後、条約によらない特別手続きにおいて人権保護を実現しようとする試みがなされている。その制度の概要と実際の運用について概論する。</p> <p>(12) 条約によらない国際人権保障 (2) 人権理事会の機能          前回に続いて条約によらない人権保障のうち、テーマ別手続と呼ばれていたものの概観と問題点を、具体的な事例をもとにして考察する。</p> <p>(13) 人権の国際化からグローバル化へ (1) 国際刑事裁判所          グローバル時代と言われる世界の中で国際人権法はどのように発展・変化しているのかを、国際刑事裁判所の実態を通して考察する。</p> <p>(14) 人権の国際化からグローバル化へ (2) 人道的介入          国連を中心とする最近の活動、特に人道的介入の課題と展望について議論する。</p> <p>(15) 期末試験</p> <p>* 各回の予習文献等は第 1 回目の講義または当該講義の前の回に指示する。なお、その際に上記の講義計画が若干修正されるかもしれない。</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>事前学習は、第 1 回目の講義または当該講義の前の回に指示した文献の購読。当該講義の回についての復習を事後学習とする。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義での発表またはコミュニケーションカードの提出：40%</li> <li>・ 学期末の試験：60%</li> </ul>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>国際問題について関心を持つ受講生を期待する。</p>
<p>教材</p>	<p>教科書として、芹田健太郎、薬師寺公夫、坂元茂樹著『『ブリッジブック国際人権法（第2版）』（信山社、2017 年）を使用する。</p> <p>参考文献として、申へボン『国際人権法（第2版）』（信山社、2016 年）が有用なので、国際人権法に深い関心を持たれた学生はこれも読むことをおすすめする。</p>